

平谷村 物価高騰対応臨時

水道基本料金減免事業について

平谷村

事業の概要

平谷村では物価高騰の影響を受けている村民や村内事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して令和8年1月から3月までの水道基本料金を全額減免します。

なお、減免の手続きは不要です。

対象者

- 平谷村と給水契約のある村民世帯及び村内事業者（公共施設や官公署学校は除く）

減免対象料金

- 令和8年1月から3月までの水道基本料金3ヶ月分
月 1,600円 × 3ヶ月 = 4,800円

※ご不明な点は住民課（電話 0265-48-2211）へお問い合わせください。